

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 30 年 4 月 23 日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 泊 宏

支出負担行為担当官

横浜税関総務部長 南埜 耕司

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 11

1 事業概要

- (1) 品目分類番号 41、42、75、78
- (2) 事業名 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等
事業
- (3) 事業場所 神奈川県横浜市中区新港一丁目
6 番 2 号他
- (4) 事業内容 本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 7 条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、本事業を遂行することを目的とする特別目的

会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定められる株式会社。以下「事業者」という。）を設立し、当該事業者が、落札者の提案に基づき、いわゆる B T O (Build, Transfer and Operate) 方式により、事業敷地内の既存建物及び地下存置物等（以下「既存建物等」という。）の解体撤去を含む、横浜地方合同庁舎（仮称）（外構及び新設付属施設を含む。以下「本施設」という。）の①施設整備、②維持管理及び運営に関する業務を行うものである。

- (5) 事業期間 事業契約締結日から平成 45 年 3 月 31 日まで。

2 競争参加資格

(1) 応募者の構成

- ① 応募者は、1（4）①及び②に掲げる業務を実施することを予定する、複数の企業により構成されるグループであること。

- ② 応募者を構成する企業の全部又は一部は、

基本協定の締結後に会社法に定める株式会社として設立する事業者に出資を行うこと（以下、応募者を構成する企業のうち、基本協定の締結後に事業者に出資を行う者を「構成員」、出資を行わない者を「協力企業」という。）。

なお、事業者の株主は次のア及びイの要件を満たすこと。

ア 構成員である株主が事業者の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有し、かつ、構成員以外の株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。

イ 事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、発注者の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

③ 構成員の中から応募者を代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表

企業が応募手続きを行うこと。

- ④ 応募に当たり、応募者を構成する企業それぞれが、次のアからオまでのいずれかの業務に携わることを明らかにすること。なお、同一の者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者間で分担することは差し支えない。ただし、工事監理業務を実施する者は、建設業務を実施する者と同一の者又は相互に資本若しくは人事面において関連のある者であってはならない。

ア 設計業務

イ 建設業務

ウ 工事監理業務

エ 維持管理業務

オ 運営業務

- ⑤ 応募者を構成する企業の変更は認めない。

ただし、第二次審査資料の提出期限の日までの期間に限り、応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、発注者

と協議するものとし、その事情を検討のうえ
発注者が認めた場合はこの限りではない。

⑥ 応募者を構成する企業のいずれかが、他の
応募者を構成する企業でないこと。

⑦ 応募者を構成する企業のいずれかと資本関
係又は人的関係のある者が、他の応募者を構
成する企業でないこと。ただし、当該応募者
の協力企業と資本関係又は人的関係のある者
が他の応募者の協力企業である場合を除く。

⑧ 上記④における「資本若しくは人事面にお
いて関連のある者」及び上記⑦における「資
本関係又は人的関係のある者」とは、次のア
からウまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(A) 子会社等（会社法第2条第3号の2

に規定する子会社等をいう。以下同

じ。）と親会社等（会社法第2条第4号

の2に規定する親会社等をいう。（B）に

おいて同じ。）の関係にある場合

(B) 親会社等を同じくする子会社等同士
の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(A)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

(A) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(B) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(C) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

② P F I 法第 9 条に定める欠格事由に該当し

ない者であること。

- ③ 1 (4) ①及び②に掲げる業務に対応した予決令第72条の認定等を受けている者であること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、所定の手続に基づく再認定を受けていること。）。
- ④ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記③の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑤ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長（以下「局長」という。）から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていない者であること。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについ

て」（平成10年8月5日付け建設省厚契発
第33号）及び「国土交通省所管の物品等調
達契約に係る指名停止等の取扱いについて」

（平成14年10月29日付け国官会第1562
号）に基づく指名停止を受けていない者であ
ること。

- ⑥ 関東地方整備局が本事業に関する検討を委
託（再委託企業を含む）したPwCアドバイ
ザリー合同会社、アンダーソン・毛利・友常
法律事務所、株式会社日総建、株式会社総合
設備コンサルタント、株式会社コンステック、
イスマ設備設計株式会社と資本面若しくは人
事面において関連がある者でないこと。
- ⑦ 関東地方整備局内に設置した「横浜地方合
同庁舎（仮称）整備等事業有識者等委員会」
（以下「有識者等委員会」という。）の委員
が属する企業又はその企業と資本若しくは人
事面において関連がある者でないこと。
- ⑧ 上記⑥及び⑦において、「資本若しくは人
事面において関連がある者」とは、(1)⑧に

同じ。

- ⑨ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(3) 設計企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から⑦までの要件を満たすこと。

- ① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）

における「建築関係建設コンサルタント業務」に係る平成 29・30 年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規程に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③ 設計業務を複数の設計企業が分担して行う場合は、いずれの設計企業も上記①及び②を満たしている者であること。

設計業務を分担する場合の「分担業務分野」の分類は次のアからエまでによること。

なお、提出者においてこれ以外にランドスケープデザイン、インテリアデザイン、建築物の外観等の視覚的要素のデザインその他の独立した専門的分野を追加することは差し支えないが、その場合は、新たに追加する分担業務分野、当該分野の具体的な業務内容及び分野を追加する理由等を明確にすること。

なお、次のアからエまでの分担業務分野を分割して新たな分野として設定してはならない。

ア 建築分野 平成 21 年国土交通省告示第

15 号別添一第 1 項第一号及び第二号におい

て示される「設計の種類」における「総合」に係るもの

イ 構造分野 同上「構造」に係るもの

ウ 電気設備分野 同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの

エ 機械設備分野 同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

④ 次に示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること。

また、上記③に示す分担業務分野以外の分野を追加する場合は、管理技術者の下で当該分野の担当技術者を統括する主任担当技術者を配置できることとし、当該分野の主任担当技術者は、以下の⑦の要件を満たしていなければならない。

ア 管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務。

イ 各分担業務分野の主任担当技術者については、管理技術者の下で各分担業務分野に

おける担当技術者を総括する業務。

⑤ 管理技術者及び建築主任担当技術者は、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

⑥ 管理技術者は建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出期限の日において建築士法第22条の2に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第1項1一級建築士定期講習の項に該当する場合を除く。）。

⑦ 次に示す要件を満たす管理技術者及び各主任担当技術者を配置できること。

ア 平成15年4月1日以降の業務実績を有する者であること。なお、それぞれ本業務において担当する各分担業務分野（管理技術者の場合は上記④アの分野も含む。）での実績に限る。ただし、管理技術者又はこ

れと同等の立場としての業務の実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務の実績を有することとして扱うことができる。

また、上記の期間に、産前・産後休業、育児休業及び介護休業（以下「長期休業」という。）を取得した場合は、休業期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を1年単位で延長するための申請を行うことができ、申請内容に基づいて評価対象期間の延長を行うものである（長期休業期間が1年に満たない場合であっても、1年として切り上げて期間を延長することができ、長期休業を複数回取得している場合は、休業の通算日数が1ヶ年を超える毎に評価対象期間を1年単位で延長することができる。）。なお、産前・産後休業とは労働基準法第65条で規定する休業とし、育児休業及び介護休業とは、育児休業、介護休業等育児又は家族介

護を行う労働者の福祉に関する法律で規定する休業とし、介護休暇及び子の看護休暇は対象外とする。

イ 平成 15 年 4 月 1 日以降の業務実績とは、平成 15 年 4 月 1 日以降に業務の契約履行が完了した設計業務（第一次審査資料の提出期限の日現在）の実績をいう。なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

ウ 携わった実績については、次のエのうち、管理技術者並びに建築主任担当技術者及び構造主任担当技術者にあっては(A)の、電気設備主任担当技術者にあっては(B)の、機械設備主任担当技術者にあっては(C)の項目に該当する実績を有していること。

エ 実績要件

(A) 管理技術者、建築主任担当技術者又は構造主任担当技術者

次の a から c までのすべてを満たす建築

物の新築の基本設計及び実施設計業務

a 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

b 規模 1棟で延べ面積 15,000 m²以上

c 用途 次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する施設

(i)事務所・庁舎

(ii)複合用途施設(1棟で(i)の用途と認められる部分がbの床面積以上ある建築物)

(B) 電気設備主任担当技術者

次のaからcまでのすべてを満たす建築

物の新築の基本設計及び実施設計業務

a 規模 (A) bに同じ

b 用途 (A) cに同じ

c 工事種目 電灯設備及び火災報知設備

(C) 機械設備主任担当技術者

次のaからcまでのすべてを満たす建築

物の新築の基本設計及び実施設計業務

a 規模 (A) bに同じ

b 用途 (A) c に同じ

c 工事種目 空気調和設備及び給排水設

備

オ 管理技術者及び各分担業務分野の主任担

当技術者は、それぞれ1名とし、互いに兼

務することは認めない。また、第一次審査

資料提出時点において、管理技術者又は各

主任担当技術者を決定できないことにより、

複数名の候補者をもって第一次審査資料を

提出することは支障ないが、いずれの候補

者についても上記アからエまでの要件を満

たしていなければならない。

(4) 建設企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち建設業務を実

施する者（以下「建設企業」という。）は、

次の①から⑤までの要件を満たすこと。

① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）

における「建築工事」、「電気設備工事」及

び「暖冷房衛生設備工事」に係る平成29・

30年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

② 次のアからウまでの各工事に携わる建設企業は、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、アからウまでに示す点数以上であること（上記①の再認定を受けた者にあつては当該再認定の際の経営事項評価点数が、アからウまでに示す点数以上であること。）。

ア 建築工事	1,200 点以上
イ 電気設備工事	1,100 点以上
ウ 暖冷房衛生設備工事	1,100 点以上

③ 建設業務を複数の建設企業が分担して行う場合は、いずれの建設企業においても担当する工事において上記①及び②に示す要件を満たしていること。

④ 次のアからウまでのいずれかの実績を有していること。なお、当該実績が地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）にあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。

ア 平成15年4月1日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次の(A)から(C)までの要件を満たす工事（以下「同種工事の実績」という。）の施工実績を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの、乙型共

同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。)。ただし、記載した同種工事の施工に携わったことが確認できる工事に限る。

(A) 工事種別 建築工事

次の a から d までの要件を全て満たす工事（建築物の建築一式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築（増築にあつては増築部分とする。））工事）の施工実績を有すること。

a 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

b 規模 1 棟で延べ面積 30,000 m²以上

c 階数 地上 5 階以上

d 用途 次の (i) 又は (ii) のいずれかに該当する施設

(i) 事務所・庁舎

(ii) 複合用途施設（1 棟で (i) の用途と認められる部分が b の床面積以上ある建物

(B) 工事種別 電気設備工事

次の a から d までの要件を全て満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む））の施工実績を有すること。

a 規模 (A) b に同じ

b 階数 地上 3 階以上

c 用途 (A) d に同じ

d 工事種目 電灯設備及び火災報知設備

ただし、電灯設備と火災報知設備が別々の電気設備工事の実績であってもよいが、それぞれ上記 a から c すべての条件を満たす工事とする。

(C) 工事種別 暖冷房衛生設備工事

次の a から d までの要件を全て満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む））の施工実績を有すること。

- a 規模 (A) bに同じ
- b 階数 地上3階以上
- c 用途 (A) dに同じ
- d 工事種目 空気調和設備及び給排水設

備

ただし、空気調和設備と給排水設備が別々の暖冷房衛生設備工事の実績であってもよいが、それぞれ上記 a から c すべての条件を満たす工事とする。

- イ 複数の建設企業が上記アの(A)から(C)までの工事種別毎に分担する場合は、各々分担する工事種別について同種工事の実績を有すること。また、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事で工事種目を分割して工事を分担する場合は、それぞれ分割する工事種目ごとに同種工事の実績を有すること。
- ウ 複数の建設企業が同一工事種別の工事を共同して行う場合又は工区を分割して工事を分担する場合は、1者が同種工事の実績を有し、その他の建設企業は、平成15年

4月1日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成及び引渡し completed した次の(A)から(C)までの要件を満たす工事の施工実績(以下「その他の建設企業の実績」という。)を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))。

(A) 工事種別 建築工事

次のa及びbの要件を全て満たす工事(建築物の建築一式(躯体、外装、内装の全てを含む新築又は増築(増築にあつては増築部分とする。))工事)の施工実績を有すること。

a 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

b 規模 1棟で延べ面積10,000㎡以上

(B) 工事種別 電気設備工事

次のa及びbの要件を全て満たす新設の

電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む））の施工実績を有すること。

a 規模（A）bに同じ

b 工事種目 電灯設備及び火災報知設備

ただし、電灯設備と火災報知設備が

別々の電気設備工事の実績であってもよ

いが、それぞれ上記 a の条件を満たす工

事とする。

(C) 工事種別 暖冷房衛生設備工事

次の a 及び b の要件を全て満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む））の施工実績を有すること。

a 規模（A）bに同じ

b 工事種目 空気調和設備及び給排水設備

ただし、空気調和設備と給排水設備が

別々の暖冷房衛生設備工事の実績であってもよいが、それぞれ上記 a の条件を満たす工事とする。

- ⑤ 次のアからウに掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を、当該工事に専任で配置できること。

ただし、事業契約締結日から工事の始期までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。

なお、第一次審査資料提出時点において、配置予定技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。

さらに、在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付

け国総建第 155 号)、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」(平成 28 年 3 月 24 日付け国土建第 483 号)、「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」(平成 28 年 5 月 31 日付け国土建第 119 号)又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて(改正)」(平成 28 年 12 月 19 日付け国土建第 358 号)において定められた在籍出向の要件に適合していること。

ア 工事種別 建築工事

(A) 配置予定技術者は 1 級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおり。

a 一級建築士の免許を有する者

b 建設業法第 15 条第 2 号イ又はロに掲
げる者と同等以上の資格を有するものと
して国土交通大臣の認定を受けた者

(B) 平成 15 年 4 月 1 日以降、第一次審査資
料の提出期限の日までに元請けとして完
成・引渡しが完了した、次の a から d まで
の要件を全て満たす工事（建築物の建築一
式（躯体、外装、内装の全てを含む新築又
は増築（増築にあつては増築部分とす
る。））工事）の施工経験を有すること。

（甲型共同企業体構成員としての実績は、
出資比率が 20% 以上の場合のもの、乙型共
同企業体構成員としての実績は、出資比率
にかかわらず各構成員が施工を行った分担
工事のものに限る。）。ただし、記載した
同種工事の経験に携わったことが確認でき
る工事に限る。

なお、上記の期間に長期休業を取得して
いた場合の取扱いは（3）⑦アによる。

また、上記期間に事業促進 P P P に従事

していた場合は、その従事期間と同等の期間を平成15年4月1日以前の期間に加えることができる。従事期間は年単位とし、1年未満の場合は切り捨てた期間とする。

なお、事業促進PPPとは、測量・設計・用地等の委託業務や地元説明会、関係機関協議等の業務を効率的かつ短期間で実施するために、民間の技術力を活用する手法を言う。

a 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

b 規模 1棟で延べ面積10,000㎡以上

c 階数 地上5階以上

d 用途 次の(i)又は(ii)のいずれかに該当する施設

(i)事務所・庁舎

(ii)複合用途施設（1棟で(i)の用途と認められる部分がbの床面積以上ある建物

(C) 配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講

習を修了している者であること。

(D) 配置予定技術者は、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

イ 工事種別 電気設備工事

(A) 配置予定技術者は1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおり。

a 技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係わる者に限る。））に合格した者。

b 国土交通大臣が1級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者。

(B) 平成15年4月1日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完

成・引渡しが完了した、次の a から d までの要件を全て満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む））の施工経験を有すること。

（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。

なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合及び上記期間に事業促進 P P P に従事していた場合の取扱いはア(B)による。

a 規模 ア(B) b に同じ

b 階数 地上 3 階以上

c 用途 ア(B) d に同じ

d 工事種目 電灯設備又は火災報知設備

(C) ア(C) に同じ。

(D) ア(D) に同じ。

ウ 工事種別 暖冷房衛生設備工事

(A) 配置予定技術者は 1 級管工事施工管理
技士又はこれと同等以上の資格を有する者
であること。なお、「これと同等以上の資
格を有する者」とは、次のとおり。

a 技術士（機械部門（選択科目を「流体
工学」又は「熱工学」とする者に限
る。））、上下水道部門、衛生工学部門又
は総合技術監理部門（選択科目を「流体
工学」、「熱工学」又は上下水道部門若
しくは衛生工学部門に係る者に限
る。））に合格した者。並びに「技術士
法施行規則の一部を改正する省令（平成
15 年文部科学省令第 36 号）」による改
正前の技術士（機械部門（選択科目を
「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機
械」とする者に限る。））、水道部門、衛
生工学部門又は総合技術監理部門（選択

科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係る者に限る。))に合格した者。

b 国土交通大臣若しくは建設大臣が建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者。

(B) 平成15年4月1日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次のaからdまでの要件を全て満たす新設の暖冷房衛生設備工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む））の施工経験を有すること。（甲型共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。

なお、上記の期間に長期休業を取得していた場合及び上記期間に事業促進 P P P に従事していた場合の取扱いはア(B)による。

a 規模 ア(B) b に同じ

b 階数 地上 3 階以上

c 用途 ア(B) d に同じ

d 工事種目 空気調和設備又は給排水設備

(C) ア(C)に同じ。

(D) ア(D) に同じ。

(5) 工事監理企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）

は、次の①から⑦までの要件を満たすこと。

① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）

における「建築関係建設コンサルタント業

務」に係る平成 29・30 年度一般競争（指名

競争）参加資格の認定を受けていること。

（「会社更生法」に基づき更生手続開始の申

立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

② 建築士法第 23 条の規程に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

③ 工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合は、いずれの工事監理企業においても上記①及び②を満たしている者であること。

工事監理業務を分担する場合の「担当業務分野」の分類は、次のアからエまでによること。なお、次のアからエまでの担当業務分野を分割して新たな分野を設定してはならない。

ア 建築監理 平成 21 年国土交通省告示第

15 号別添一第 1 項第二号ロ（1）において

示される「設計の種類」における「総合」

に定める成果図書に基づき行う工事監理業

務

イ 構造監理 同上「構造」

ウ 電気設備監理 同上「設備」のうち、

「電気設備」に係るもの

エ 機械設備監理 同上「設備」のうち、

「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及

び「昇降機等」に係るもの

④ 次のア及びイに示す業務を実施する工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。

ア 工事監理者については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第5条の六第4項

に規定する業務及び統括に関する業務

イ 各分担業務分野の監理主任技術者について

では、工事監理者の下で各分担業務分野に

おける担当技術者を統括する業務

⑤ 工事監理者及び建築監理主任技術者は、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは第一次審査資料の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

⑥ 工事監理者は建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士であり、第一次審査資料の提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

⑦ 次に示す要件を満たす工事監理者及び各監理主任技術者を配置できること。

ア 平成 15 年 4 月 1 日以降の業務実績を有する者であること。なお、それぞれ本業務において担当する各分担業務分野（工事監理者の場合は上記③アの分野の実績を含む。）での実績に限る。

また、上記の期間に長期休業を取得していた場合の取扱いは（3）⑦アによる。

イ 平成 15 年 4 月 1 日以降の業務実績とは、平成 15 年 4 月 1 日以降に業務の契約履行が完了した次のエに示す（第一次審査資料の提出期限の日現在）の実績をいう。（施

設の完成及び引渡が完了したものであって
新築又は増築の工事監理業務の実績に限
る。) なお、海外の実績及び協力事務所と
して携わった実績についても条件を満たし
ていれば実績として記載できる。

ウ 携わった実績については、次のエのうち、
工事監理者並びに建築監理主任技術者及び
構造監理主任技術者にあつては(A) の、
電気設備監理主任技術者にあつては(B)
の、機械設備監理主任技術者にあつては
(C) の項目に該当する実績を有している
こと。

エ 実績要件

(A) 工事監理者、建築監理主任技術者又は
構造監理主任技術者

次の a から c までのすべてを満たす工事
監理業務。なお、建築監理主任技術者につ
いては、躯体、外装及び内装を含む業務実
績を有する者であること。

a 構造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又

は鉄骨鉄筋コンクリート造

b 規模 1棟で延べ面積 15,000 m²以上

c 用途 次の(i)又は(ii)のいずれかに

該当する施設

(i)事務所・庁舎

(ii)複合用途施設(1棟で(i)の用途と認

められる部分がbの床面積以上ある建

物)

(B) 電気設備監理主任技術者

次のaからcまでのすべてを満たす工事

監理業務

a 規模 (A) bに同じ

b 用途 (A) cに同じ

c 工事種目 電灯設備及び火災報知設備

を含むもの

(C) 機械設備監理主任技術者

次のaからcまでのすべてを満たす工事

監理業務

a 規模 (A) bに同じ

b 用途 (A) cに同じ

c 工事種目 空気調和設備及び給排水設備を含むもの

オ 工事監理者及び各分担業務分野の監理主任技術者は、それぞれ1名とし、互いに兼務することは認めない。また、第一次審査資料提出時点において、工事監理者又は各監理主任技術者を決定できないことにより、複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても上記アからエまでの要件を満たしていなければならない。

(6) 維持管理企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たすこと。

① 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けさ

れた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

② 維持管理業務を行うに当たって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

③ 維持管理業務を複数の維持管理企業が分担して行う場合は、いずれの維持管理企業においても上記①及び②を満たしていること。

(7) 運営企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち運営業務を実施する者（以下「運営企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たすこと。

① 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

② 運営業務を行うに当たって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

③ 運営業務を複数の運営企業が分担して行う

場合は、いずれの運営企業においても上記①及び②を満たしていること。なお、運営企業は運営業務に係る主体的部分として総合的な企画及び業務遂行の管理を実施することが求められ、主体的部分以外の部分（福利厚生サービス提供業務にあっては利用者に直接サービスを提供する部分。）については第三者に委託することが可能である。

- ④ 警備業務を担当する運営企業は、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条に基づく認定を有する者であること。

3 総合評価に関する事項

- (1) 入札参加者は入札書及び事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、(2)によって得られる基礎点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者として選定する。
- (2) 入札参加者が策定した事業提案を入札説明書

に添付する選定基準に基づき審査する。ただし、第二次審査資料に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

① 事業提案が業務要求水準書に定める要求水準をすべて充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案がすべての要求水準を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しないもしくは記載のない場合は欠格とする。

なお、適格者については、基礎点を付与する。

② 事業提案のうち選定基準に定める評価項目（加算点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加算点を付与する。

(3) (1)において、落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が2人以上ある時は、当該者にくじを引かせて落札者を選定する。

4 入札手続等

(1) 担当部局 〒330-9724 埼玉県さいたま市中

中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2

号館17階 関東地方整備局総務部契約課契約

第二係 電話 048-601-3151 (代) 内線

2531

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

平成30年4月23日(月)から平成30年9

月18日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日

等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年

法律第91号)第1条第1項に規定する行政機

関の休日(以下「休日」という。))を除く毎

日、9時15分から18時00分まで。ただし、

最終日はまで12時00分までとする。入札説明

書は、上記(1)で書面により交付する。なお、

その他申請様式等については関東地方整備局ホ

ームページ(URL:

[http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/shihon/ind](http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/shihon/index00000031.html)

[ex00000031.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/shihon/index00000031.html))にて交付する。

(3) 第一次審査資料の提出期間、場所及び方法

提出期間は、平成 30 年 4 月 24 日（火）から平成 30 年 5 月 31 日（木）までの休日を除く毎日、9 時 15 分から 18 時 00 分まで。ただし、提出締切最終日は 12 時 00 分までとする。提出場所は 4 (1) に同じ。提出方法は第一次審査資料等を持参するものとし、郵送もしくは託送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

(4) 入札書及び第二次審査資料の提出期間、場所及び方法

提出期間は競争参加資格の通知日の翌日から平成 30 年 9 月 18 日（火）の休日を除く毎日、9 時 15 分から 18 時 00 分まで。ただし、提出締切最終日は 12 時 00 分までとする。提出場所は 4 (1) に同じ。提出方法は入札書及び第二次審査資料を持参するものとし、郵送もしくは託送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

(5) 開札の日時及び場所

日時：平成 30 年 12 月 13 日（木）14 時 00

分。

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都
心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 関
東地方整備局にて行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語

及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除する。

② 契約保証金 納付する。

事業者は、施設整備業務の履行を確保する
ため、本施設の引渡し日までを期間として、
次のアからウのいずれかの方法による事業契
約の保証を付すものとする。

ア 会計法（昭和22年法律第165号）第29

条の9第1項に基づく契約保証金の納付

イ 会計法第29条の9第2項に基づく契約

保証金に代わる有価証券その他の担保の提
供

(A) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(B) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4に規定する保証事業会社をいう。）の保証

ウ 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供

(A) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、本件工事費等（設計費、建設工事費及び工事監理費の合計額）に相当する額の100分の10以上とする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の

した入札、その他入札に関する条件に違反した
入札は無効とする。

(4) 落札者の選定方法

上記 3 (1)に定めるところに従い、評価値の
最も高い者を落札者として選定する。

(5) 手続における交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約
を当該工事の請負契約の相手方との随意契約
により締結する予定の有無 無

(8) 第一次審査を経て競争参加資格があると認め
られた者に対して、事業提案書作成説明会を行
う。

(9) 第二次審査資料のヒアリングを行う。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記
4 (1)に同じ。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者
を本事業に係る業務に携わる者とする場合の
参加

上記 2 (2)③、(3)①、(4)①、(5)①、(6)①

及び②又は(7)①及び②に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により第一次審査資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of

the procuring entity :Hiroshi Tomari

Director-General of Kanto Regional

Development Bureau, Ministry of Land,

Infra-structure, Transport and Tourism.

Official in charge of disbursement of

the procuring entity : Kouji Minamino

(2) Classification of the services to be

procured : 41, 42, 75, 78

(3) Subject matter of the contract :

PFI-based design, construction, and

operation of the Yokohama Regional
Government Office Building (provisional
name) (BTO-scheme).

(4) Time-limit for the submission of app-
lication forms and relevant documents
for the qualification : 12:00 P.M. (noon)
31 May 2018.

(5) Time-limit for the submission of tend-
ers and proposal forms : 12:00
P.M. (noon) 18 September 2018.

(6) Contact point for tender documentation
: Contract Division, Kanto Regional
Development Bureau, Ministry of Land,
Infrastructure, Transport and Tourism
Saitama shintoshin National Government
Building Tower-2 2-1, Shintoshin, Chuou
Ward, Saitama City, Saitama Prefecture
330-9724 Japan TEL 048-601-3151
(ex2531)